

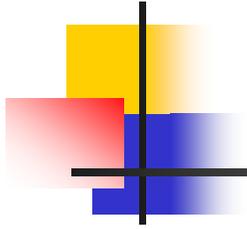
核不拡散体制の現状と 我が国の取組

平成18年12月13日

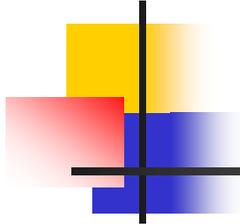
核不拡散・核軍縮に関する国際的枠組み

○我が国は、核不拡散・核軍縮に関する国際的枠組みに積極的に参加し、また、その強化に努力。

核不拡散・核軍縮のための条約等	核兵器不拡散条約 (NPT) 1970.3発効 日本:1976.6批准 10頁	包括的核実験禁止条約 (CTBT) 未発効 日本:1997.7批准 5頁	カットオフ条約 (FMCT) 条約交渉開始模索中 6頁	非核地帯条約 トラテロルコ条約他 7頁
	IAEA包括的保障措置協定 (NPT第3条に基づく義務) 日・IAEA:1977.12締結	IAEA追加議定書 日・IAEA:1999.12締結	核不拡散に関する国際協力等 国連決議・G8サミット等 17頁	二国間原子力協力協定 13頁
核不拡散のための輸出管理レジーム	原子力供給国グループ (NSG) (ロンドン・ガイドライン) 原子力専用品・技術及び汎用品・技術 パート1:1978.1設立 パート2:1992.6設立 15頁	ザンガー委員会 原子力専用品 1974.8設立 15頁		
	核不拡散のための新たな取組	<ul style="list-style-type: none"> ・MNA(マルチラテラルアプローチ) ・六か国提案 ・六か国提案への日本の補完提案 ・ロシアの核燃料サイクル国際センター構想 ・GNEP(国際原子力エネルギー・パートナーシップ) 19頁		



1. 核軍縮への取組



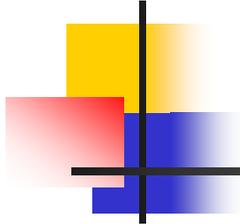
1-1 核軍縮努力①

(1) 核軍縮に関する主な経緯

- ① 冷戦終了後の1990年代前半においては、核軍縮の取組は大きな高まりを見せた。
 - ・ 米露(ソ)間でSTART1(第一次戦略兵器削減条約)発効(1991年7月署名、1994年12月発効)
 - ・ フランス、中国等がNPT(核兵器不拡散条約)加入(1992年仏・中加入)
 - ・ NPT無期限延長決定(1995年)
 - ・ CTBT(包括的核実験禁止条約)国連総会で採択(1996年9月、未発効)

- ② 1998年のインド及びパキスタンによる地下核実験などの国際的核軍縮努力に逆行するような動きや交渉事項の扱いについての各国間の対立もあり、ジュネーブ軍縮会議における実質的な審議は停滞し、CTBTに続く最優先課題とされるFMCT(兵器用核分裂性物質生産禁止条約、いわゆるカットオフ条約)については未だに交渉が開始されていない。

- ③ 2000年以降、軍縮の推進に向け、新たな動きが見られる。
 - ・ 2000年NPT運用検討会議で合意された最終文書において、核兵器の全面廃絶に対する核兵器国の「明確な約束」を含む核軍縮のための13の実際的措置を採択。
 - ・ 米露の戦略核弾頭を約3分の1に削減するモスクワ条約発効(2003年6月)
 - ・ 2002年カナナスキス・サミット:「大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ」(ロシアを対象とした、軍縮、不拡散、テロ対策等)
 - ・ 2004年シーアイランド・サミット:「不拡散に関するG8行動計画」(G8グローバル・パートナーシップの継続、PSI(拡散に対する安全保障構想)の強化等)



1-1 核軍縮努力②

(2) 我が国の取組

① 国連総会での核兵器廃絶決議採択

- ・ 核軍縮及び核不拡散に関する国際的な合意形成に向け努力。
- ・ 1994年から提出し続け、2006年の第1委員会では過去最多の169か国が支持。

② 軍縮・不拡散問題に関する二国間協議

- ・ 二国間協議を、国連や軍縮会議、地域的会合等における協議と有機的に組み合わせ、我が国の外交力を効果的に発揮するとともに、軍縮・不拡散分野における各国との協力関係を強化。
- ・ 欧米主要国を始め、中国、韓国、イラン、イスラエル等と核軍縮を含む軍縮・不拡散問題に関する二国間協議を継続的に開催。

③ CTBT早期批准に向けた関係国への働きかけ

- ・ CTBT未批准の発効要件国11か国の外務大臣へ、早期批准を求める外務大臣書簡を发出(2005年4月)。
- ・ CTBTフレンズ外相会合を主催(2006年9月)し、共同閣僚宣言を发出。

1-2 CTBT (包括的核実験禁止条約)

○包括的核実験禁止条約 (CTBT: Comprehensive Nuclear-Test Ban Treaty) -未発効-

- 核兵器の拡散の防止及び核軍縮に効果的な措置として、部分的核実験禁止条約 (PTBT:1963年10月発効)では禁止していなかった地下核実験を含むあらゆる場所において核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止するとともに、条約上の義務の実施を確保するための検証措置として、現地査察の実施や国際監視制度について規定するもの。
- 1996年9月に第50回国連総会再開会期が招集され、CTBTを採択する旨の決議(共同提案国127か国)が圧倒的多数の支持を得て採択。
 - ・2006年12月1日現在、署名国177か国(うち、発効要件国:41か国)、批准国137か国(うち、発効要件国:34か国)
 - ・未批准の10か国(中国、コロンビア、エジプト、インドネシア、イラン、イスラエル、アメリカ合衆国、北朝鮮、インド及びパキスタン:うち最後の3か国は未署名・未批准)が批准しないと、CTBTは発効しない。
 - ・条約の付属書二で規定されている発効要件国: 1996年6月18日現在のジュネーブ軍縮会議の構成国であって、同会議の1996年の会期の作業に正式に参加し、かつ、国際原子力機関の「世界の動力用原子炉」の1996年4月版の表1に掲げられている国及び軍縮会議の1996年の会期の作業に正式に参加し、かつ、国際原子力機関の「世界の研究用原子炉」の1995年12月版の表1に掲げられている国

◇我が国の取組

- 我が国は、包括的核実験禁止条約 (CTBT) を、国際原子力機関 (IAEA) の保障措置と並び、核兵器不拡散条約 (NPT) を中核とする核不拡散・核軍縮体制の不可欠の柱を構成しているものとして捉え、その早期発効を極めて重視。
- 我が国は5核兵器国に続き、6番目に署名(1996年9月)、1997年7月に批准。
- 観測所等の10の監視施設を国内に設置予定。(なお、4か所については設置済み。)
- CTBT発効促進会議(これまでに4回開催)においては、「議長国」(第1回)、「調整国」(第2回)となるなど、本会議の成功に尽力するほか、未署名・未批准国に対する早期署名・批准を促す書簡の送付、国際会議、二国間会合等の機会を捉えた働きかけなどを、継続的に実施中。

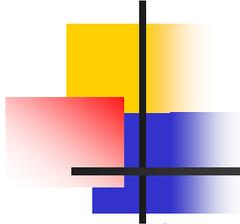
1-3 FMCT（核兵器用核分裂性物質生産禁止条約）

○核兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT: Fissile Material Cut-off Treaty) (カットオフ条約) -交渉開始模索中-

- 核兵器国及びNPT非締約国(特に印、パキスタン及びイスラエル)の核能力を凍結することを主目的とするもの。元来想定されている条約上の義務は、
 - (1)核爆発装置の研究・製造・使用のための高濃縮ウラン及びプルトニウム等の生産禁止。
 - (2)その目的のための高濃縮ウラン及びプルトニウム生産に対する他国による援助の禁止。
- FMCTは、1993年11月、その交渉を適当な国際的フォーラムで行うことを勧告する国連総会決議がコンセンサスで採択。その後、交渉の場をジュネーブ軍縮会議(CD)とすることで合意。
- その後、一部非同盟諸国が条約交渉開始とCDの包括的な作業計画の合意とを結びつけた主張を行ったため、FMCT交渉は開始されないままとなった。
- 1998年8月、CDにおいて、FMCT特別委員会を設置して、条約交渉を行おうとしたが、条約交渉開始には至らず。
- 2000年のNPT運用検討会議で、CDに対し、即時交渉開始及び5年以内の妥結を含む作業計画への合意が奨励されたが、「FMCT特別委員会」の再設置は実現しなかった。
- 2006年5月、CDに対し米国が条約案及び条約交渉マンデート案を提出した。

◇我が国の取組

- FMCTは、核兵器国やNPT非締約国の核兵器製造能力の制限を目的とするもので、極めて重要。我が国としては、CDにおける早期のFMCTの交渉開始、早期妥結を期待。
- 核兵器国が早期に核兵器用核分裂性物質の生産禁止を一方向的に宣言することが有意義であり、我が国は、様々な機会を通じて核兵器国に働きかけている。



1-4 非核兵器地帯条約

○概要

非核兵器地帯とは、一般的には、国際約束により①特定の地域において、域内国が核兵器の生産、取得、保有、配備及び管理を行うことを禁止するとともに、②核兵器国（米国、ロシア、英国、フランス、中国）がこれら諸国への核攻撃をしないことを誓約する議定書を締結することによって作り出される「核兵器のない地帯」のことを意味する。

○これまでに作成された非核兵器地帯条約

1. トラテロルコ条約（ラテンアメリカ及びカリブ核兵器禁止条約、1967年採択、1968年発効）

中南米33ヶ国が対象であり、現在までに全ての国が批准を完了。条約は、締約国領域内における核兵器に実験・使用・製造・生産・取得・貯蔵・配備等を禁止。

2. ラロトンガ条約（南太平洋非核地帯条約、1985年採択、1986年発効）

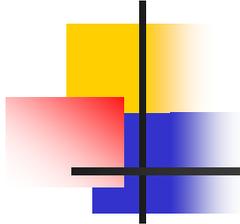
太平洋諸島フォーラム（PIF）加盟の16の国と地域（自治領）が対象であり、2005年7月現在の締約国・地域の数13。条約は、締約国による核爆発装置の製造・取得・所有・管理、自治領域内における核爆発装置の配備・実験等を禁止し、また、域内海洋（公海を含む）への放射性物質の投棄を禁止。

3. バンコク条約（南東アジア非核兵器地帯条約、1995年採択、1997年発効）

ASEAN諸国10ヶ国が対象であり、現在までにすべての国が批准を完了。条約は、締約国による核兵器の開発・製造・取得・所有・管理・配置・運搬・実験、領域内（公海を含む）における放射性物質の投棄、大気中への排出を禁止するとともに、自国領域内において他国がこれらの行動（核兵器の運搬を除く）をとることを許してはならないと規定。

4. ペリндаバ条約（アフリカ非核兵器地帯条約、1996年採択、未発効）

アフリカ諸国54ヶ国が対象であり、2005年7月現在の批准国は20ヶ国。28ヶ国の批准が発効要件となっているため、条約は未だ発効していない。条約は、条約国による核爆発装置の研究・開発・製造・貯蔵・取得・所有・管理・実験、及び自国領域内における核爆発装置の配置、運搬、実験等を禁止。



1-5 我が国の関与—核兵器廃絶決議—

○我が国の取組

核軍縮及び核不拡散に対する日本の基本的立場を総括し、その姿勢を明らかにする核軍縮に関する決議を、1994年以来毎年国連総会に提出

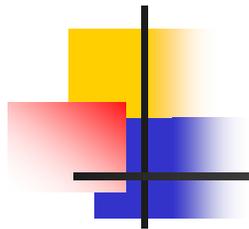
- 1994年～1999年 国連総会に「核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮に関する決議(究極的核廃絶決議)」を提出。究極的核廃絶という考え方は、1995年NPT運用検討会議の合意文「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」に取り入れられ、核兵器国に「核廃絶」の目標を確認させた点で意義のあるものであった。

※2000年NPT運用検討会議にて「核軍縮に関する現実的処置」を含む最終文書が全会一致で合意。核兵器の全面廃止に向けた核兵器国による「明確な約束」が合意された。この考え方は日本が提出してきた「究極的核廃絶決議」から更に進んだものであり、日本の決議が基礎固めの役割を果たしたと言える。

- 2000年～2004年 国連総会に「核兵器の全面的廃絶への道程」を提出、採択。漸進的・現実的なアプローチに則り、「核兵器のない平和で安全な世界」を目標として掲げ、核兵器の全面的廃絶を実現するための具体的な道筋を示したものであり、核軍縮と核不拡散のバランスを取りつつ全面的核廃絶に向けた大幅な核兵器の廃絶を行うべきとの、2000年NPT運用検討会議の最終文より一歩進めた内容を含む。

- 2005年,2006年 「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意」決議案を提出、採択。

※2005年5月NPT運用検討会議における実質合意の欠如、9月国連首脳会合成果文書における軍縮・不拡散への言及の欠如を踏まえて提出



2. 核不拡散への取組

2-1 NPT（核兵器の不拡散に関する条約）①

●核兵器の不拡散に関する条約(NPT)

(NPT: Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons)

1. 内容

- (1)核不拡散: 米、露、英、仏及び中の5か国を「核兵器国」と定め、「核兵器国」以外への核兵器の拡散を防止。
- (2)核軍縮: 各締約国が誠実に核軍縮交渉を行う義務を規定。
- (3)原子力の平和的利用: 原子力の平和的利用は締約国の「奪い得ない権利」と規定するとともに、原子力の平和的利用の軍事技術への転用を防止するため、非核兵器国が国際原子力機関(IAEA)の保障措置を受諾する義務を規定。

(参考)NPTの主要規定…前文、条文全11条及び末文から構成。

- ・核兵器国の核不拡散義務(第1条)
- ・非核兵器国の核不拡散義務(第2条)
- ・非核兵器国によるIAEAの保障措置受諾義務(第3条第1項)
- ・非核兵器国への供給条件(第3条第2項)
- ・締約国の原子力平和利用の権利(第4条)
- ・非核兵器国による平和的核爆発の利益の享受(第5条)
- ・締約国による核軍縮交渉義務(第6条)
- ・条約の運用を検討する5年毎の運用検討会議の開催(第8条3)
- ・「核兵器国」の定義(第9条3)
- ・条約の効力発生の25年後、条約の延長について決定する会議の開催(第10条2)
→1995年5月、条約の無期限延長が決定された。

2. 条約の成立及び締結国

-1970年3月5日に発効

-我が国は1970年2月署名、1976年6月批准

-締約国は189か国(2006年11月現在)。主たる非締約国はインド、パキスタン及びイスラエル

2-1 NPT（核兵器の不拡散に関する条約）②

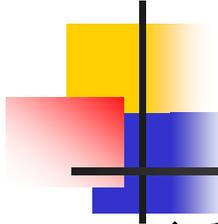
－NPTの運用検討と我が国の取組－

○NPT運用検討会議（NPTの規定に基づき、5年ごとに開催）

- － 1995年NPT再検討会議においてNPT無期限延長が決定。
- － 2000年NPT運用検討会議において、将来に向けた核軍縮、核不拡散、原子力平和的利用の分野における前向きな措置を含む最終文書を採択。
- － 2005年NPT運用検討会議においては、中東問題やイランの核問題、包括的核実験禁止条約（CTBT）を始めとする核軍縮について、関係国及び関係国グループの立場の隔たりは収束せず、実質事項に関する合意文書を作成することができなかった。

◇我が国の取組

- －NPTを国際的核不拡散体制の中心的柱と認識し、軍縮・不拡散に積極的に取り組んでいる。
- －NPT非締結国であるインド、パキスタン及びイスラエルに対しては、要人との会談等の機会にNPT加入を繰り返し要請。
- －2000年のNPT運用検討会議においては、核軍縮・不拡散の将来に向けた措置に関する8項目の提案を行い、合意形成のための基盤を提供。
- －2005年のNPT運用検討会議においては、我が国から町村外務大臣（当時）が一般討論演説を行った他、NPTの3本柱のすべてをカバーする「21世紀のための21の措置」を提出し、成果物に反映させるよう努めた。



2-1 NPT（核兵器の不拡散に関する条約）③

－保障措置に関する国際協力・外交努力－

◇我が国の取組

1. 保障措置技術に関する国際協力

対IAEA保障措置支援計画を通じたIAEAに対する協力や我が国とIAEAとの共催による、アジア・太平洋地域における計量管理技術の向上に資するための、国際トレーニングコースの開催。

2. IAEA保障措置強化のための外交努力

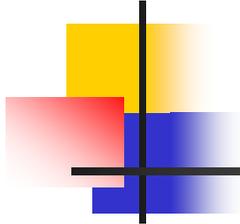
我が国は、核不拡散体制の強化を図るためには、追加議定書の締結促進を図り、以てIAEA保障措置を強化することが重要との認識の下、IAEAと協力しつつ、追加議定書の普遍化のためのイニシアティブを積極的に推進。

-2000年の第44回IAEA総会においてIAEA保障措置強化のための「アクションプラン」を提案。

-2001年6月、アジア・太平洋諸国を対象に東京でのセミナーを主催。また、他の地域セミナーへ、人的・財政的な貢献。

-2002年12月、これら地域セミナーの集大成として、「IAEA保障措置強化のための国際会議」を主催。具体的な成果としては、加盟国による参加者の総意による議長サマリーの発出、これまで開催された追加議定書締結促進のための地域セミナーの成果を参加者全員が共有、中国を除く核兵器国及びEU諸国に対し、追加議定書の早期締結を期待するという具体的メッセージの発信、「追加議定書フレンズ会合」の設立が提案されたこと、等。

-2005年のNPT運用検討会議に向けた働きかけ、G8としての働きかけ、ASEANやAPECの文脈での働きかけ、2003年8月の「日・イラン追加議定書実務者協議」を始めとする二国間対話における働きかけ等、様々な機会を捉えて核不拡散体制を強化する上で重要であるとして追加議定書の締結を働きかけ。



2-2 二国間原子力協力協定①

○概要

- 我が国は、米国、英国、フランス、カナダ、オーストラリア及び中国の6か国との間で、原子力の平和利用分野における協力を促進するための協定を締結。

(注:2006年12月20日には、新たにユートラム(欧州25か国)との協定が発効予定。)

- 協定に基づき移転される原子力資機材等については、受領国における平和利用等を担保するため、協定には以下に関する規定を含む。

-非軍事的・非爆発目的への使用の限定

-IAEA保障措置

-管轄外移転の規制(事前同意等)

-核物質防護の措置

注:以上の規定の対象となる原子力資機材等の定義や条項の内容の詳細は、各協定により異なる。

- 我が国は、原子炉等規制法の運用等により、これらの協定に基づく義務を国内的に履行しているほか、協定に基づく各種の協力を実施。

2-2 二国間原子力協力協定②

— 日米原子力協力協定 —

○概要

- ・現在の日米原子力協力協定は、1982年以来の16回にわたる交渉を経て、1988年7月に発効。
- ・本協定は、米国との原子力の平和的利用の分野における協力を推進するための条件等に係る双務的な規定を有する。
- ・本協定の主な特徴として、再処理の際の事前同意権や核物質に関する供給国政府の規制権等を個別のケースごとに行使する(1968年締結の旧協定内容)のではなく、あらかじめ一定の条件を定め、その枠内で一括して承認するという包括同意方式が導入された。その結果、我が国として核燃料サイクル計画を長期的な見通しの下で安定的に運用することが可能になった。
- ・協定の構成
 - (1)米国との原子力の平和的利用の分野における協力のための規定を定めた協定本文
 - (2)規定第11条(包括同意取極の締結)に基づく実施取極(包括同意に関する施設リストや回収プルトニウムの国際輸送のための指針を含む附属書あり)
- ・なお、2004年3月、六ヶ所再処理工場は、附属書4に掲げる建設中の施設から附属書1に掲げる施設へと変更され、本協定の規制を受ける核物質の再処理実施についての包括的な事前同意に係る手続きが完了した。

(参考) 本協定関連部分の概要

- 1) 原子力の平和的利用のための両国政府間の協力(第2条)： 両国政府は、専門家及び情報の交換、核物質等の供給並びに役務の提供につき協力することを規定している。
- 2) 貯蔵(第3条)、管轄外移転(第4条)、再処理・形状内容の変更(第5条)及び濃縮(第6条)： この協定に基づいて受領された核物質等を貯蔵、管轄外移転、再処理・形状内容の変更又は濃縮(20%以上)する際には、両国政府の事前の合意を要することを規定している。
- 3) 核物質防護(第7条)： 本協定に基づいて受理された核物質等については、適切な防護の措置が採られなければならない。
- 4) 平和的利用の規定と保障措置(第8条、第9条)： 本協定に基づく協力は、平和的目的に限って行われ、本協定に基づいて受理された核物質等は、いかなる核爆発装置の研究または開発のためにも、また、いかなる軍事的目的のためにも使用してはならないことを規定している。さらに、このため、両国政府は本協定に基づいて受領された核物質等に関し、両国政府がそれぞれ国際原子力機関と締結した保障措置協定に基づく保障措置等が適用されることを規定している。
- 5) 包括同意取極(第11条)： 第3条、第4条及び第5条により規律される活動に関し、右活動を長期、安定的な基礎の上に行うため、個別の取極を作成することを規定している。
- 6) 協定の期限及び効力(第16条)： この協定は、30年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の当事国政府が6か月前に他方の当事国政府に対して文書による通告を与えることにより終了させることができる(終了の通告をするまではその効力は存続する)ことを規定している。

2-3 核不拡散のための輸出管理レジーム①

○原子力関連資機材の輸出規制

◇原子力供給国グループ(NSG: Nuclear Suppliers Group)

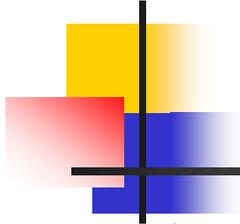
- 1974年5月、NPT非加盟国のインドが、核爆発実験を行ったことを契機として、核兵器開発に使用される可能性のある資機材・技術の輸出管理の枠組みとして、1978年主要原子力供給国により設立されたのが、原子力供給国グループ。合意された輸出の指針が、通称ロンドンガイドライン。
- 輸出管理の対象は、核原料物質、特殊核分裂性物質、原子炉その他の設備など原子力専用品及び関連技術(NSGガイドラインパート1)であったが、1991年イラクの核開発計画の発覚を契機に、より広範囲の品目を規制対象とする必要性を認識し、1992年には原子力汎用品及び関連技術も輸出管理対象に追加(NSGガイドラインパート2)。
- NSG参加国は、2004年6月10日に中国、エストニア、リトアニア及びマルタの4か国が、2005年6月23日にクロアチアが新たに加わり、2006年12月5現在、日本を含む45か国が参加。

◇ザンガー委員会(Zenger Committee)

- 1970年7月、スイスのザンガー教授の提唱により、NPT第3条第2項に規定する輸出管理の対象となる核物質、設備及び資材の具体的範囲について非公式な協議が開始され、1974年8月に設立された。
- 2006年12月末現在、日本を含む36か国が参加。
- 輸出管理の対象は、原子力専用品のみ。

原子力供給グループ(NSG)とザンガー委員会との主な相違:

- (1)NSGは、NPTの枠組みにとらわれることなく、核不拡散に対する様々な挑戦に迅速かつ柔軟に対応するという機能。
ザンガー委員会は、NPT第3条第2項の解釈を行う任意の会合であり、その活動内容もあくまでNPTの枠組みの範囲内。
- (2)NSGは、原子力専用品及び汎用品並びに関連技術を輸出管理対象品目、ザンガー委員会は、原子力専用品のみを輸出管理対象。
- (3)NSGは、輸出の際の条件の1つとして、受領国における包括的保障措置の適用を要求。
ザンガー委員会では、移転される核物質等に対し保障措置が適用されていけばよい。



2-3 核不拡散のための輸出管理レジーム②

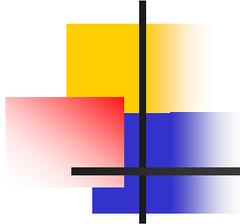
◇我が国の取組

・国内法によるガイドライン履行

- NSGガイドラインに沿った輸出管理は、我が国国内法上、外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」)及びその関連政省令等により履行。
- 具体的な根拠規定は、「外為法」第48条第1項(貨物)及び第25条(技術)、輸出貿易管理令(以下「貿管令」)第1条(貨物)及び外国為替管理令(以下「外為令」)第17条(技術)である。
- なお、「貿管令」上、イラン、イラク、北朝鮮及びリビアについては、不拡散上の懸念国との整理の下、特に列挙(別表第4)され、適用除外対象となる輸出貨物の総価額が他の国・地域よりも低く設定(「貿管令」第4条第1項第3号)されている。

・我が国の外交努力

- 我が国は、原子力関連資機材・技術の輸出管理をIAEA保障措置とともに核不拡散上の有効な手段として重視しており、NSGにおける議論に積極的に参画。
- NSGにおける事務局機能の役割を持つPoint of Contact機能を在ウィーン日本政府代表部が担当するなど、NSGの核不拡散に対する実効性を更に高めるため積極的に努力。
- 2002年以降のNSG協議グループ会合において、核テロ対策を視野に入れたガイドライン改正等の協議、また、2004年以降は、大量破壊兵器に関するブッシュ米大統領提案のうち、濃縮・再処理の機材・技術の拡散防止、民生用原子力プログラムのための機材輸入国に対するIAEA追加議定書の義務化(いわゆる供給条件化)等について、その他の参加国とともに議論中。



2-4 非国家主体への拡散防止手段としての 核セキュリティ活動①

○米ソ軍縮の流れとテロ対策

- ・旧ソ連諸国への非核化協力実施。(1993年～、日、米、英、独、仏、伊、等)
- ・2001年9月同時多発テロ事件以降、テロリストによる大量破壊兵器の入手防止が国際社会の重要課題となる。
→2002年カナナスキス・サミット「大量破壊兵器及び核物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ」

○IAEAによる取組

- ・核テロ防止対策支援:核物質やその他放射性物質と結びついた形でのテロ行為の防止に向け、核セキュリティ基金を活用し、第一次活動計画(2002年～2005年)、第二次活動計画(2006年～2009年)の取組みを実施。

○国連による取組

- ・1997年国連総会の下設置された国際テロ撲滅アド・ホック委員会にて「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約(仮称)」の交渉が開始、2005年国連総会においてコンセンサスにより採択された。

○日本の取組

- ・IAEAに設置された核セキュリティ基金に対し2006年までに累計で68.7万ドルを拠出、IAEAの第一次活動を支援。さらに、カザフスタン等に所在する原子力関連施設等に対し、様々な計量管理システム用機材を供与するなどし、国内計量管理制度の確立を支援して、核物質防護システムの改善を支援するとともに、核セキュリティの向上に貢献
- ・「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約(仮称)」については、2005年に小泉首相が署名、核物質防護条約の改正と併せて、早期締結に向け検討中。
- ・「放射線源の輸出入に関するガイダンス」を2006年1月から実施する旨の書簡を、2005年にIAEA事務局に対し発出。

2-4 非国家主体への拡散防止手段としての 核セキュリティ活動②

○拡散に対する安全保障構想(PSI:Proliferation Security Initiative)

- ・国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器、ミサイル及びそれらの関連物資の拡散を阻止するために、国際法及び各国国内法の範囲内で、参加国が共同して採り得る措置を検討する取組。
- ・我が国の取組
 - これまで我が国が行ってきた大量破壊兵器及びミサイル不拡散の取組に沿ったものとして、積極的に参加。
 - これまで計25回行われている各国主催PSI阻止訓練のほぼすべてに参加。特に豪州主催の海上阻止訓練(2003年9月)に、海上保安庁の巡視船等が参加し、シンガポール主催の海上阻止訓練(2005年8月)には、海上保安庁の巡視船及び海上自衛隊の護衛艦・航空機が参加。また、我が国自身も、2004年10月25-27日、相模湾沖合及び横須賀港内において、海上阻止訓練「チーム・サムライ04」を開催。同訓練には、艦船等を参加させた日、米、豪、仏を含む22か国が参加。参加国の海上阻止に関する練度が向上し、相互の連携が強化され、PSI参加国のPSIに対する理解が促進された。2006年4月4-6日、豪主催の航空阻止訓練(於ダーウィン)には、空港における物質の探索、押収等に関する地上オペレーションの訓練に、我が国から税関、警察庁及び警視庁職員の特別チームが参加した。
 - アジア諸国が、我が国とともに、拡散阻止のための活動に協力・連携することは、我が国の安全保障に資する。こうした認識の元、我が国は、アジア諸国に対し、PSIを含む包括的な不拡散体制の強化に関し積極的に働きかけを実施(アウトリーチ活動)。

○ロシアへの非核化協力

- ・低レベル液体放射性廃棄物処理施設「すずらん」の建設
(1996年建設開始、1998年完了、2001年ロシアへ引き渡し)
- ・退役原子力潜水艦解体プロジェクト「希望の星」
(2003年協力実施、2004年1隻解体、2005年新たに5隻の解体協力取決めに署名)
- ・余剰兵器プルトニウムの管理・処分
- ・「大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ」における優先課題と位置付け。
 - 日露共同研究を通じ、2002年に燃料集合体3体、約20Kgの解体プルトニウムを燃焼処分。さらに、2004年から、21体のMOX燃料集合体(約120Kg-Pu)の燃焼試験を実施。

2-5 機微技術の拡散抑制①

—核燃料供給保証に係る構想—

	IAEAの核燃料サイクルへのマルチラテラルアプローチ(MNA)	米国等六か国による核燃料供給保証に関する提案(六か国提案)	六か国提案への日本の補完提案	ロシアの核燃料サイクル国際センター構想
概要	<p>1. IAEAの専門家グループが、核燃料サイクルの不拡散と供給保証に関する報告書を2005年2月に公表。</p> <p>2. 報告書では、5つのアプローチを提案。</p> <p>(1)既存の商業的市場メカニズムの強化</p> <p>(2)IAEAの参加による国際的な供給保証の発展及び実施</p> <p>(3)既存の施設を任意に国際管理体制下に置くことの促進</p> <p>(4)新規原子力施設を対象とした、多国間及び地域的な国際管理体制の創設</p> <p>(5)より強力な多国間取決め並びにIAEA及び国際社会を関与させるより幅広い協力を伴った核燃料サイクルの開発</p>	<p>1. 米、仏、英、露、蘭及び独の六か国が、2006年6月のIAEA理事会で提案。</p> <p>2. 民間市場をバックアップする多層的核燃料供給保証体制の構築を提案。</p> <p>①国際市場による商業的な供給確保</p> <p>②IAEAのエンドースによる供給保証</p> <p>③一部の国による備蓄</p>	<p>1. 六か国提案を補完するものとして、日本から「IAEA核燃料供給登録システム」の創設を提案予定。</p> <p>2. 各国が保有する核燃料関係の以下の能力をIAEAに登録。</p> <p>(1)ウラン原料供給</p> <p>(2)ウラン転換サービス</p> <p>(3)ウラン濃縮サービス</p> <p>(4)ウラン燃料加工サービス</p> <p>(5)ウラン燃料備蓄能力</p> <p>3. 登録は、以下のレベルで実施。</p> <p>レベル1-商業生産を既に開始しているが、商業規模での輸出はしていない</p> <p>レベル2-既に商業規模での輸出を行っている</p> <p>レベル3-短期間で輸出可能な備蓄を有している</p>	<p>1. ロシアのプーチン大統領が2006年1月にユーラシア共同体首脳会議において発表。</p> <p>2. ウラン濃縮を含む核燃料サイクル・サービスを提供する多数国間メカニズム(国際センター)の創設を提案。</p> <p>3. ウラン濃縮及び再処理に関する機微技術及び施設を自前で保有することを断念した国に対し、国際センターが無差別かつ合理的な商業条件で、濃縮サービス等を提供。</p>
特徴	<p>1. 最初のステップとして、核燃料の供給保証のための国際的な枠組み創設を検討。</p> <p>2. 燃料供給保証により原子力利用の基盤を与えることで、自ら濃縮活動を模索する必要性をなくすこと(濃縮活動の放棄)が目的。</p>	<p>1. 濃縮サービス、濃縮ウランの提供が対象。</p> <p>2. 供給国と受領国の立場を明確に分けた取扱いとなっている。</p> <p>3. 供給保証を受けるための条件として、受領国に以下を要求している。</p> <p>(1)IAEAとの包括的保障措置協定及び追加議定書の発効</p> <p>(2)国際的な原子力安全基準及び「核物質の防護に関する条約」の遵守</p> <p>(3)核燃料サイクルの機微な活動を追求しないこと</p>	<p>1. フロントエンド全体(原料、転換、加工、在庫及び備蓄)をカバーすること及び市場の透明性を高めること(IAEAによる情報分析・提供)による、供給途絶の発生自体を予防するメカニズムとしている。</p> <p>2. 各国の多様な実態を反映して、出来るだけ多くの国が自主的に参加・貢献できるメカニズムとしている。</p>	<p>1. MNAを実現させる一つのアプローチとして提案。</p> <p>2. 最初のステップはウラン濃縮を対象としているが、徐々に再処理、放射性廃棄物処分等のバックエンドも扱う構想。</p>

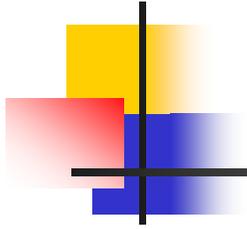
2-5 機微技術の拡散抑制②

— G N E P (国際原子力エネルギー・パートナーシップ) —

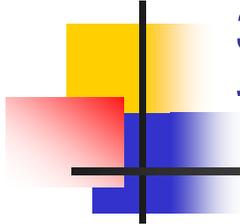
G N E P (国際原子力エネルギー・パートナーシップ) の概要

2006年2月にアメリカより提案された、原子力平和利用・核不拡散に関する新たな枠組

- (1)本構想のパートナーシップ国(米、日、仏、英、露、中等が想定されている)は、先進的再処理及び高速炉を開発・利用する。
- (2)開発途上国を含め、パートナーシップ国以外の国は、濃縮・再処理技術獲得を放棄することにより、パートナーシップ国から発電用の核燃料を適正価格で供給(リース)され、原子力発電のみ行う。
- (3)開発途上国は、供給された核燃料を発電に使用した後に生じる使用済燃料を、パートナーシップ国に返還する。
- (4)併せて、パートナーシップ国は、開発途上国のニーズに応じた原子炉の研究開発、導入協力も検討する。



3. 国際核不拡散体制の維持・強化に対する貢献を可能にする基盤整備への取組



3-1 国際核不拡散体制の維持・強化に対する貢献を可能にする基盤整備への取組(調査研究、知識普及)

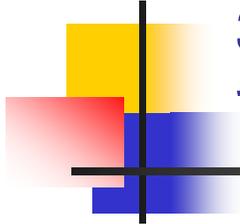
核不拡散体制の維持・発展のための国際的取組に対し、そのルールや制度作りに我が国として積極的に参加していくことを可能とする基盤的活動として、核不拡散に関する調査研究や知識の普及活動について以下のような取組を実施。

1. (財)国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センターの取組

軍縮・核不拡散促進センターでは、(1)CTBT国内運用体制の整備・運営を行うとともに、(2)軍縮・不拡散に関する調査・研究、(3)軍縮・不拡散に関する各種情報の収集、発信を通じた知識の普及、(4)不拡散問題講座の開設や国連の軍縮フェローシップを通じた軍縮・不拡散人材育成、(5)国内外の軍縮・不拡散問題の専門家との意見交換等を通じた軍縮・不拡散交流活動に取り組んでいる。

2. (独)日本原子力研究開発機構 核不拡散科学技術センターの取組

我が国の核物質管理技術の向上と、国際的な核不拡散体制の強化に貢献するため、(1)原子力機構施設の保障措置対応、核物質防護等の総括を行うとともに、(2)核不拡散に関連した情報収集、分析、発信及び核不拡散政策に関する総合的研究、(3)保障措置、核物質防護等の核不拡散に関連する研究・技術開発とそれらに関する国際技術協力、(4)CTBT監視システム構築、解体核プルトニウム処分等への非核化への技術的な支援、(5)東京大学大学院工学系研究科原子力国際専攻等への講師派遣など、核不拡散に関する国内研究者等の育成、国や国際機関への人的貢献等、人材育成活動を実施。



3-2 国際核不拡散体制の維持・強化に対する貢献を可能にする基盤整備への取組(軍縮・核不拡散教育)

核不拡散に関する人材育成として、以下の取組を実施。

1. 軍縮・不拡散教育に関する作業文書提出

NPT運用検討会議が国連総会に提出した「軍縮・不拡散教育に関する報告書」の勧告を履行するために加盟国が具体的な活動を行うこと、その情報を共有すべきとする軍縮・核不拡散教育に関する作業文書を2005年NPT運用検討会議に共同提出した。

2. 国連軍縮フェロースhipによる若手外交官招聘

- (1) 1983年より毎年25～30名程度、延べ620名以上を本邦招聘
- (2) 参加者は我が国の核軍縮・核不拡散政策について説明を受けるとともに、広島・長崎の訪問などを通じて、被爆の実態の一端に触れている。

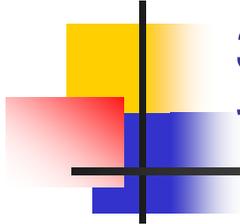
3. 核軍縮教育家の招聘(2002年より毎年招聘、講演会等を実施)。

4. 核軍縮教育セミナー開催

2003年及び2004年に国連との共催で現役教師と専門家との意見交換の場となるセミナーを開催。

5. 「日本の軍縮・不拡散外交」の出版

2006年3月、我が国の軍縮・不拡散外交をわかりやすく伝えるために、「我が国の軍縮外交」の第3版を出版。



3-3 国際核不拡散体制の維持・強化に対する貢献を可能にする基盤整備への取組(技術開発)

保障措置における核不拡散性の高い技術開発を中心に、以下の取組を実施。

1. 保障措置技術に関する研究開発

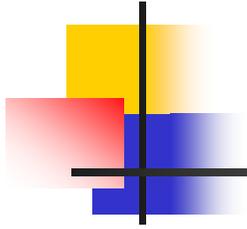
- 我が国は従来より、効果的かつ効率的な保障措置手法確立のため、研究開発を実施。
- プルトニウム取扱い施設、特に、大型再処理施設やMOX燃料加工施設の保障措置に関する総合的な技術開発。(精緻な核物質の計量のための技術や査察業務の低減を可能にする非立会検認技術の開発)
- IAEAの保障措置の強化効率化を進める上で重要な手法として期待されている環境サンプリング技術の向上のための先進的な分析技術の開発。

2. 六ヶ所再処理工場に対する保障措置の適用に向けた研究開発

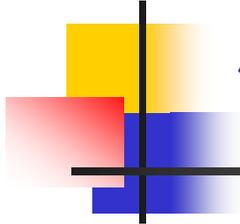
- 国際的な枠組みで合意できる保障措置手法の検討、開発、実証を行い、2004年1月、IAEAによる初の大型商業再処理工場に対する保障措置の適用を受けることとなった。

3. 核不拡散に関する今後の技術開発等

- 2006年7月に文部科学省がまとめた「原子力に関する研究開発の推進方策について」では、「核不拡散政策研究及び核不拡散技術研究開発の両面を推進することが重要」と表明。



(参考)

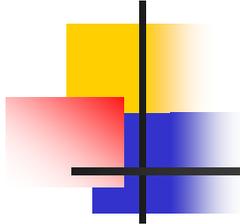


原子力政策大綱 抜粋(1-2-11 国際的取組) (現状認識)

(参考)

我が国は、従来より、核兵器のない平和で安全な世界の実現のために、国際的な核不拡散体制の強化及び核軍縮の推進に取り組んでいる。しかし、近年、NPT非締約国による核実験、北朝鮮のNPT脱退宣言や核兵器保有発言、「核拡散の地下ネットワーク」の発覚、イランがIAEAに対し未申告で原子力活動を行っていたこと等の問題が発生した。このため、核不拡散と原子力の平和利用を両立させるための仕組みであるNPT及びIAEA体制の強化の必要性が指摘され、原子力資機材・技術の輸出管理強化等について国際的な検討が行われている。また、米国同時多発テロ以降、非国家主体によるテロ活動が行われる危惧が増大し、核物質及び放射線源のセキュリティ(以下、「核セキュリティ」という。)のための取組が新たに重要な課題になってきている。この流れを受け、2005年4月には核テロ防止条約が採択され、2005年7月には核物質防護条約の改正が採択された。

一方、二国間協力、多国間協力及び国際機関を通じた国際協力により、我が国は、知識や技術の交流、共同研究開発及び開発途上地域における放射線利用やエネルギー利用を支援するための取組を行ってきている。また、我が国の事業者は、国内で培われた技術を生かして海外の原子力発電所の取替機器を受注してきており、さらに、近年中国における新規建設等の新たな事業機会に対しても、海外事業者と連携協力して積極的に取り組んでいる。



原子力政策大綱 抜粋(5-1 核不拡散体制の維持・強化)(政策の基本的目標)

我が国は、核兵器のない平和で安全な世界の実現のために、核軍縮外交を進めるとともに、国際的な核不拡散体制の一層の強化に取り組んでいく。

核軍縮に関しては、特に、包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効に向けた積極的な働きかけを継続するとともに、兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の早期交渉開始に向けた努力を行う。

核不拡散に関しては、未申告の核物質及び原子力活動を容易に探知し得る環境を整えるため、世界各国にIAEAとの包括的保障措置協定及びその追加議定書の締結を求めるとともに、軍事転用を探知するための高度な計量管理技術や転用を困難にする核拡散抵抗性技術の開発等を推進する。

また、今後も、国際社会と協調した拡散防止の取組として、原子力供給国グループ(NSG)における核不拡散体制の維持・強化に向けた輸出管理に関する議論に積極的に参加し、その実現を着実に目指す。加えて、核兵器を含む大量破壊兵器等の拡散を輸送段階で阻止するための国際的な取組である「拡散に対する安全保障構想(PSI)」にも積極的に参加していくこととする。

さらに、核燃料サイクルへのマルチラテラル・アプローチ(MNA)を含む核不拡散体制の維持・強化のための新たな提案については、それが国際的な核不拡散体制の強化と原子力の平和利用の推進に如何に資するかを見極めつつ、その議論に積極的に参画していくべきである。

また、核不拡散への取組基盤の強化のため、大学を含む国内外の関係者が連携して、取組に従事する能力を有する人材を育成することを期待する。

我が国は、これら一連の活動を通じて、核不拡散と原子力の平和利用の両立を目指す観点から制定された国際約束・規範を遵守することが原子力の平和利用による利益を享受するための大前提であるとする国際的な共通認識の醸成に国際社会と協力して取り組んでいく。